

令和3年 第12回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月23日(木) 午前9時30分～
- 2 開催場所 松前町役場 6階 会議室
- 3 出席委員 (13人)
- 4 欠席委員 (1人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (2件)
議案第52号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和3年第12回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
○○議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日の欠席委員は、○○委員から欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、
9番○○委員、10番○○委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第51号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 185 m²
○○、田、面積 1,584 m²
○○、田、面積 1,462 m²
○○、田、面積 1,057 m²
○○、田、面積 856 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 0 m²で新規就農者

坪単価 6,400円 所有権移転

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

5筆とも共有名義の農地となっています。譲渡人は高齢で、農地を引き渡したいと考えていました。譲受人は、○○で会社役員をされているが、農地を購入し、米や野菜等を耕作したいと考えていたため、今回申請に至りました。現在農機具は、耕運機と軽トラックしか所持していないので、今後順次増やしていく予定です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○事務局

新規就農となる譲受人について、補足説明します。譲受人は、既に知人農地の耕作を手伝っており、耕作経験はあります。今後の耕作予定については、今回申請している農地の約4,000㎡は、稲作をされる予定です。残りの農地は、芋類や野菜等を耕作する予定です。農機具につきましては、譲っていただける機具は譲っていただき、不足する機具は、自身で購入する予定です。労働力については、譲受者が主となって耕作していきますが、息子や知人にもそれぞれ年100日程度手伝ってもらう予定です。その他週1日程度、別の知人に手伝ってもらうことも考えているとのことですので問題ないと思われま

○議長

その他、質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、畑、面積1,004㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 3,743㎡

坪単価 3,300円 所有権移転

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲渡人は、現在〇〇に住んでいるが、将来的に〇〇へ転居する予定があることから、農地を引き渡したいと考えていました。譲受人について、実家は〇〇ですが、現在〇〇に住まれています。聞き取りをしたところ、〇〇では果樹園をされています。定年後、時間もできたので〇〇でも耕作をしようと考えたようです。耕作計画は、ブルベリー等を栽培される予定とのこと。農機具についても問題ないと思われま

〇議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして 議案第 52 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

〇事務局

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 2年5か月

利用権の設定を行う者 1人

利用権の設定を受ける者 1人

利用権を設定する面積 5,393 m²

利用権を設定する作物 水稻

利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 6,000 円

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年5か月
利用権の設定を行う者 1人
利用権の設定を受ける者 1人
利用権を設定する面積 4,071 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 6,000 円

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年5か月
利用権の設定を行う者 1人
利用権の設定を受ける者 1人
利用権を設定する面積 6,696 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 6年11か月
利用権の設定を行う者 1人
利用権の設定を受ける者 1人
利用権を設定する面積 3,104 m²
利用権を設定する作物 水稻

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第52号について、意義なしの方、挙手をお願いします

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局
お願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。